

川西市告示第11号

下記書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び、川西市税条例(昭和30年川西市条例第7号)第18条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、川西市健康医療部保険収納課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年2月25日

川西市長 越田 謙治郎

記

送達を受けるべき者の氏名	送達する書類の名称
幸阪 文博	差押調書(謄本) 令和8年2月6日分
	配当計算書(謄本) 令和8年2月18日分